



Labor

労働契約法第20条に関する初めての最高裁判決

平成30年6月1日、最高裁判所（第二小法廷）は、ハマキョウレックス事件（[2016年9月号](#)参照）及び長澤運輸事件（[2016年11月号](#)参照）の上告審判決において、有期契約労働者（契約社員）と無期契約労働者（正社員）の労働条件に不合理な相違を設けることを禁止している労働契約法第20条に関する解釈を示しました。これらの判決は、政府が働き方改革（[2018年5月号](#)参照）を推進する中で注目されていた労働契約法第20条の解釈に関する初めての最高裁判決です。

最高裁判所は、ハマキョウレックス事件において、有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が期間の定めの有無に関連して生じ、当該相違が不合理であると評価することができる場合に本条の違反となり、有期労働契約のうち本条に違反する部分が無効となると判示しました。そのうえで、通勤手当を含む4つの手当の支給・不支給ないし支給額について不合理な相違があり、使用者が不法行為責任を負うとした原審の判断を支持したほか、皆勤手当についても、出勤する者を確保することの必要性については、職務の内容によって差異が生じるものではないこと等を理由に、皆勤手当を正社員に支給しながら契約社員に支給しないことが不合理とされました。他方、住宅手当については、正社員には転居を伴う配転が予定され、住宅費が高額となり得ることから、住宅手当を正社員のみを支給することが不合理とは認められない旨判断しました。

また、長澤運輸事件においては、定年後に有期契約労働者として再雇用された嘱託乗務員と職務内容が同じ正社員との間の労働条件の相違が問題となったところ、最高裁判所は、有期契約労働者が定年退職後に再雇用された者であることは、かかる労働条件の相違が不合理と認められるか否かの判断において考慮され得るとしました。そのうえで、精勤手当及びこれを基礎として計算される時間外手当に関する相違を不合理と判断した一方、能率給及び職務給の不支給については、嘱託乗務員の基本賃金が定年退職時の基本給の水準以上に設定されていること等の理由を挙げて不合理でない旨判断したほか、その他の各賃金項目についても、趣旨を個別に検討した結果、不合理な相違はない旨判断しました。

これらの判決は、今後企業が有期契約労働者の労働条件を検討する上で重要な指針になるものと考えられます。

General

IR実施法案の国会提出

平成30年4月27日、特定複合観光施設区域整備法案（以下「IR実施法案」といいます。）が国会に提出されました。IR実施法案は、[2016年12月/2017年1月合併号](#)にて取り上げた特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づき、特定複合観光施設（以下「IR」といいます。）を設置する区域の整備を推進するために必要となる法制上の措置を講ずるための法案です。その主要な内容は以下のとおりです。

1. IR設置に関する規制

まず、IRとは、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示施設、③日本文化の公演施設、④国内観光サービス提供施設及び⑤宿泊施設を主たる構成要素とする一体的施設であると定義されています。IRは、地方自治体と民間事業者が共同で作成する区域整備計画が国土交通大臣によって認定された場合（上限は3つ）に設置が可能となります。

2. カジノ事業に関する規制

上記の区域整備計画の認定とは別に、カジノ事業を行うには、内閣府の外局として設置されるカジノ管理委員会から免許（有効期間3年、更新可）を受けなければなりません。また、カジノ事業者の主要株主、カジノ施設の管理及び供用を行う事業者、IR区域の土地権利者又はカジノ関連機器の製造等を行う事業者となるにあたっては、カジノ管理委員会から免許、許可又は認可を受ける必要があります。

3. 入場料・納付金等

日本に住居を有しない外国人以外の者は、カジノ施設への入場回数が7日間で3回、かつ、28日間で10回に制限されるうえ、国及び地方自治体からそれぞれ3000円（計6000円）の入場料を24時間ごとに賦課されます。カジノ事業者は、この入場料を徴収して国及び地方自治体に納付しなければなりません。また、カジノ事業者は、毎月、カジノ事業による粗収益（GGR：Gross Gaming Revenue）の15%及びカジノ管理委員会経費負担額を国に、カジノ事業による粗収益の15%を地方自治体に、それぞれ納付しなければなりません。

IR実施法案は、公布の日から起算して3年を超えない範囲において、順次、政令で定める日から施行される予定です。IR実施法案は、日本におけるカジノ規制の具体的な枠組みを定めるものであり、国会での審議の行方が注目されます。

IP

不正競争防止法等の一部を改正する法律及び著作権法の一部を改正する法律の成立 平成30年5月23日、不正競争防止法等の一部を改正する法律案が成立し、同月30日公布されました。また、平成30年5月18日、著作権法の一部を改正する法律案が成立し、同月25日公布されました。これらの法律の概要については、[2018年4月号](#)をご参照下さい。

Corp.

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の成立 平成30年5月18日、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律が成立し、同月25日、公布されました。同法は、明治32年の制定以降ほとんど改正されていなかった商法の運送や海商に関する規定について、現在の実務に即した改正・整備を加えるものです。同法は、平成28年の臨時国会に当初提出され、その後廃案となっていました。今般、概ね当初の内容どおり成立しました（その概要については、[2016年11月号](#)をご参照下さい。）。同法は、公布日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

Life-Science

次世代医療基盤法の施行 平成30年5月11日、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）が施行されました。同法の概要については、[2017年7月号](#)をご参照下さい。